| | |
|---|---|
| | 吐水及び止水操作だけができること。<br>⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア．流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。<br>イ．流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N 以上であること。<br>⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。<br>イ．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。<br>ウ．湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。<br><br>【配慮事項】<br>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 |

備考）１　「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。

３　「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。

４　「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。

５　「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。

６　「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。

７　「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。

８　「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。

９　「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。

１０　「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。

１１　吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。

１２　定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。

１３　止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

１４　調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

| | |
|---|---|
| 日射調整フィルム<br><br>低放射フィルム | 【判断の基準】<br>①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア．遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。<br>イ．熱貫流率は5.9W/(㎡･K)未満であること。<br>②低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア．可視光線透過率は60%以上であること。<br>イ．熱貫流率は4.8W/(㎡･K)以下であること。<br>③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。<br>④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。<br>⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。<br>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。<br>【配慮事項】<br>○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。 |

備考）１　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。

２　「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。

３　遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。

４　判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。

５　日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(㎡･K)の範囲であること。

６　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認され